

農地の権利移動(農地法第3条)

※農地を取得したり、貸し借り等をする事

△3条申請の届出から許可・受理までの流れ△

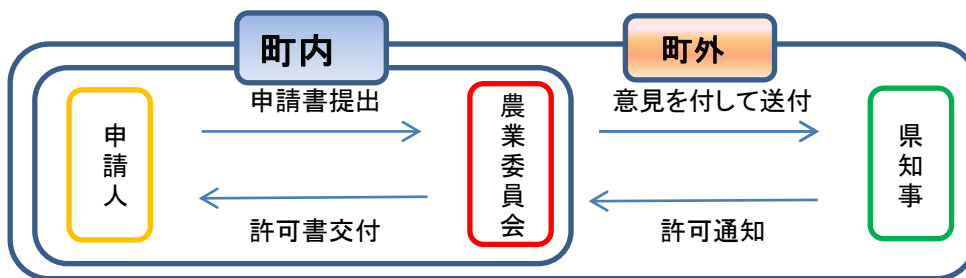
毎月17日までに申請(17日が閉庁のときは前日)(12月申請は11月末日頃)

↓
現地調査(毎月20日頃)

↓
農業委員会で審議・決定(※原則毎月30日前後開催予定)

↓
許可書交付(申請月の翌月頭)

※ただし町外者は、県が許可書を交付することになり、許可書交付は翌月中旬頃になります。



農地の転用(農地法第4・5条)

※農地を農地以外の目的(転用)で利用すること(第4条)

※自分の所有地を転用のため他人に利用権を移転すること(第5条)

△4条・5条申請の届出から許可・受理までの流れ△

(知事許可分)

毎月17日までに申請(17日が閉庁のときは前日)(12月申請は11月末日頃)

↓
現地調査(毎月20日頃)

↓
農業委員会で審議・決定(※原則毎月30日前後開催予定)

↓
県で決定

↓
許可書交付(申請月の翌月末許可)

